

○環境省令第十五号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月二十四日

環境大臣 小泉進次郎

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令等の一部を改正する省令（平成十八年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改正後			改正前		
<p>附則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条において同じ。)から公用水域に排出される水(以下「排水」という。)の汚染状態についての水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準(以下「排水基準」という。)については、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から十八年間は、第一条の規定による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の排水基準省令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>附則別表</p>			<p>附則</p> <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 附則別表の上欄に掲げる項目につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この条及び次条において同じ。)から公用水域に排出される水(以下「排水」という。)の汚染状態についての水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準(以下「排水基準」という。)については、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から十五年間は、第一条の規定による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の排水基準省令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>附則別表</p>		
項目	業種	許容限度	項目	業種	許容限度
亜鉛含有量(単位 一リットルにつきミ)	電気めつき業	四	亜鉛含有量(単位 一リットルにつきミ)	金属鋳業 電気めつき業	五

<p>リグラム)</p>		
<p>備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第 二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において 同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合 においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有 量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。</p> <p>(削る)</p>		

<p>リグラム)</p>	<p>下水道業（金属鉱業又は電気 めっき業に属する特定事業場 （下水道法（昭和三十三年法 律第七十九号）第十二条の二 第一項に規定する特定事業場 をいう。備考第二項において 「下水道法上の特定事業場」 という。）から排出される水 を受け入れているものであつ て、一定の条件に該当するも のに限る。）</p>	
<p>備考</p> <p>1  中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第 二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項におい て同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する 場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜 鉛含有量に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適 用する。</p> <p>2   「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が二を 超えることをいう。</p>		



$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、 $C_i$ 、 $Q_i$ 及び $Q$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_i$  当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の亜鉛含有量の通常値（単位 一リットルにつきミリグラム）

$Q_i$  当該下水道に水を排出する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

$Q$  当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 一日につき立方メートル）

附 則

この省令は、令和三年十二月十一日から施行する。